

令和6年度後期（10月21日～翌3月31日）

中学生のための地域クラブ活動における

新潟市立中学校施設利用（実証事業）の手引き

1 中学生のための地域クラブ活動における中学校施設利用（実証事業）とは

今後、新潟市立中学校の教育活動（部活動含む）が概ね平日17:00までとなることを受けて、中学校が教育活動で使用しない平日17:00～19:00及び休日9:00～19:00の時間帯を【ジュニア専用枠】として地域クラブに開放し、主として中学生がスポーツや文化芸術活動に親しむことができるようにするものです。

利用許可の期間は、令和6年10月21日～令和7年3月31日まで。ただし、年末年始（12月27日～翌1月4日）と学校長が認めない日は利用できません。

*令和7年度前期（4月～9月）の利用については、令和7年2月頃に改めて利用希望を申請していただきます。

2 利用クラブの条件

新潟市中学生のための地域クラブ団体リストに掲載している地域クラブ

3 利用手続きの流れ

(1) 中学校施設の空き状況を確認する

*区ごとのエクセルファイルを参照してください。実証事業なので、空きの施設が多くないことをご承知ください。

↓

(2) 「利用申込書」を令和6年11月29日(金)までに地域クラブ推進室にメールで提出する。

*平日は、各曜日第2希望まで、休日は土曜、日曜第3希望まで可能。
すべての曜日に申込可能ですが、必ず利用できるとは限りません。

↓

(3) 「利用承認書」（地域クラブ推進室→該当地域クラブ）が届いたら、代表者は利用する学校管理職を訪問し「同意書」を提出する。利用上の留意事項を確認し、利用を開始する。

*「同意書」は、「利用承認書」と一緒に送付します。

4 利用可能時間帯

- (1) 平日 17:00～19:00
- (2) 休日（土曜日、日曜日） 9:00～12:00, 12:30～15:30, 16:00～19:00

5 利用可能施設

各中学校が、教育活動で使用しないと報告をした下記の施設を開放します。

- ・グラウンド、野球場、体育館、武道場、テニスコート、音楽室、美術室、多目的室（ダンス等の体を動かせることができるスペース）

6 利用のきまり

- (1) 利用する中学校と同意書を交わし、必ず指示に従うこと。
- (2) 利用する生徒等を確実に把握し、関係者以外は施設内に入れない。
- (3) 施設・設備を大切に利用すること。
*破損等の場合には、利用地域クラブで損害を賠償していただきます。
- (4) 許可された施設・設備以外を利用したり立ち入ったりしない。
- (5) 火気の使用はしない。
- (6) ごみは必ず持ち帰ること。
- (7) 窓や玄関の施錠と照明の消灯を確実に行うこと。

7 留意事項

- (1) 災害発生等で連絡無く、利用が中止となる場合があるのでご注意ください。
- (2) 降雪の際は、除雪を利用者各自で行ってください。
- (3) あらかじめ非常口やAEDの設置場所と利用方法を確認すること。

8 その他

- (1) 災害発生時、施設利用は即中止し、ご自身と避難者の安全を最優先に適切な避難行動をとってください。
- (2) 実証事業のため、施設使用料は発生しません。
- (3) 締め切り後の利用希望申請は原則、受け付けませんが状況によっては、対応可能な場合があるので、希望する場合は地域クラブ推進室に連絡をしてください。
- (4) 不明な点は、下記まで連絡してください。

| |
|---|
| 担 当 新潟市教育委員会 学校支援課 地域クラブ活動推進室 電話025-226-3221 メール ngt-chiikiiko@city.niigata.lg.jp |
|---|